

# 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長

(固定資産税、都市計画税、事業所税)

## 1. 要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用の促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- さらに「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、2020年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしている。
- そこで、引き続き企業主導型保育事業の活用を促進するため、本税制措置を延長する必要がある。

## 2. 要望結果

- 上述のとおり、2020年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしているため、本税制措置の適用期間を「子育て安心プラン」の目標期間である2020年度（令和2年度）末までと合わせ、2年間延長する。

### <現行の特例措置の内容>

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 ※助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が 価格の4分の1

### <要望結果>

現行の特例措置においては、対象事業者等を

- ・ **2017年4月1日～2019年3月31日（2017～2018年度）に**  
企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

としているところ、

- ・ **2017年4月1日～2021年3月31日（2017～2020年度）に**  
企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

とする。